

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成24年11月2日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成24年11月2日(金) 午前11時35分～午後0時03分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員  
部会長 竹井道男  
副部長 服部孝規  
部会員 森美和子 岡本公秀 坊野洋昭  
前田稔 櫻井清蔵  
会長 小坂直親  
副会長 片岡武男
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 高野利人 新山さおり
- 6 案件  
1 第7回検討部会の確認事項について  
2 議題  
①各種審議会等への議員の派遣について  
②各種計画への関与について  
③議会改革推進会議の会議録の公開について  
④地方自治法の一部改正に伴う議会基本条例の改正について  
3 その他  
①各市の議員定数等調査資料について  
②次回の開催日について
- 7 経過 次のとおり

午前11時35分 開 会

**○部会長（竹井道男君）** それでは、ただいまから議会改革推進会議第8回検討部会を開催させていただきます。

まず、第7回の議会改革推進会議の確認事項ということで、事項書へ入らせていただきます。

お手元の事項書に、重要な政策の定義についてということで、これにつきましては企画・総務の部長を呼んだヒアリング、その後、株式会社ぎょうせいのほうに依頼をしたコンサルトの内容、そういうものを含めて前回さまざまな議論をさせていただきました。

ここに書いてありますように、議会基本条例第10条における重要な政策については政策・施策・事業、3つの項目がある中で、亀山市においては政策と施策を第10条における重要な施策の位置づけにするということで、前回もお話をさせていただきました。一応それで行うということで確認をさせていただきましたが、実は細かな各条例ごとに逐条解説というのがつくってありまして、その条例の説明にこのような文章を入れないとわかりづらいということもございますので一旦確認はさせていただきましたが、基本条例の逐条解説に、重要な政策とはこういうことですよという文章をぎょうせいのほうにつくらせて、また皆様に次の機会に確認をさせていただこうと考えておりますので、その段階でもう一度議論をさせていただこうというふうに考えおります。ですから議運でも2カ所視察へ行きましたが、1カ所は重要な政策と書いてあるだけで、もう1カ所は施策・政策・事業等というふうなことが書いてありまして、まだ各市議会においても見解はばらばらなのかなという印象を持ちましたので、亀山市においてはこの2本について確認をするということで、第7回の確認事項として報告をさせていただきます。また細かい内容については、改めて整理をしたものを提出させていただきます。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

**○部会長（竹井道男君）** あと議題のほうに入らせていただきます。

これも2つほど、まず今議論をしております。1つは各種審議会等への議員の派遣について、それからもう1つは各種計画への関与について、2つ今議論をいただいております。

まず、各種審議会等への議員の派遣については、今お手元に前回の資料を若干また変えまして、お手元に資料1、まず1番、2番につきましては、法必置、要するにこれは法で定められているということで、都市計画審議会と民生委員推薦会については法で決まっているということですので、我々としてもいじれないということです。

それからあと3番から9番までの7つにつきましては、条例に市議会議員というふうに明記がされているものが7つございます。それからその後、識見を有する者ということで4つほど、10、11、12、13、4つありますが、既にそのうちの11番の社会福祉協議会の派遣と12番の行政改革推進委員会の派遣につきましては、代表者会議の中でもう派遣をしないということで、一番右側が赤で塗ってあります。派遣をしないということで決定をいただいております。ですから、あと国保の運営協議会と土地開発公社、これについてご協議を今後、多分これ議長のもとだと思っておりますが、派遣時期になりましたらまたご協議をいただくことだろうと思っております。

そういう流れもございまして、一応私のほうからはこれまでの議論、それから代表者会議の議論等を踏まえて、基本的には派遣しないということで一旦確認をさせていただきたいというふうに考えております。ただ、こちらが派遣をしないといいましても、さっき言いました市議会議員と書いてある

条例については改正をしたいと、求められれば派遣しないというわけにもいきませんので、これについては基本的に派遣しないということが、もしきょう確認していただけたら、議長と市長のほうで調整をしながらタイミングを見てやりたいというふうなことを、そういう流れで今後議長のほうにご相談をしようと考えておりますが、少し皆様のほうの、基本的には派遣しないということでもまとめさせていただこうと考えておりますが、ご意見を頂戴いたしたいと思います。

ちょっと済みません、議長、さっきの市議会議員と書いた条例のほうは、もしこれが決まれば調整のほうをまたお願いをしたいと考えておるんですけど。

議長。

○会長（小坂直親君） この間、北勢の議長会がありまして、この件についてちょっと議題になったんですけど、基本的には北勢議長会のほうもできるだけ法で定められた以外は控えるという方向で、全てではないんですけど、北勢議長会の中では都市計画審議会も議論になったんですけど、都市計画審議会は法に定められておると。人数制限は別としても、そういうことで北勢の議長会としては、こういう審議会とか、そういうものにできるだけ派遣をしないという方向で報告があったということだけは申し上げます。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

今、議長から北勢5市の議長会でもそういう方向性を今後とっていきたいというふうな、詳細はちょっとまだ煮詰めておりませんので、きょうの段階では基本的には議会から各種審議会等へは派遣はしないと。ただし法必置につきましては、これはもう法で決まっておりますので、これはノーと言うわけにはいかないと思いますので、その辺も含めまして、今後議長のほうに一任をして調整をしていただくということで、きょうについては取りまとめたいたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますかね。

ただ、こちらの意見がそのまま理事者のほうに通るかどうかはまだ不明でございますので、これは議長のほうから市長のほうに申し入れをしながらやっていきます。

それから、識見を有するところはまた議長のほうで、あと今回の役選の段階で2つ残っています、土地開発公社と国保。これについても派遣しないということで、ここでは確認をさせていただいてよろしいですかね。特に国保はいろいろ今言われていますので。

じゃあ識見に関するほうは、代表者会議でも既に2件、もう派遣しないと決まっておりますので、こちらについてはもう派遣はしないと、検討部会ではそういうふうな確認をさせていただき、またこれは代表者会議で改めて正式なご議論をいただくということで確認をさせていただきます。

それでは、まとめとしては基本的には派遣をしない、ただし議長と市長において、市議会議員と書いてあるものについては調整を進めながら今後取り組んでいくということで確認をさせていただきます。

それから、2点目の各種計画への関与ということで、お手元に同じ資料で4月にお配りしたんですが、各委員会における計画一覧表を改めて配付させていただきました。これもまだ事務局と理事者のほうとの調整がついておりませんが、とりあえず今事務局と私のほうで調整をしている内容としまして、4月の所管事務調査の段階で、各部からこの一覧表を提出させよう。これは私ども事務局が調査した資料ですので、逆に担当部から関連する計画を一覧で出させようというふうに、今調整をさせていただこうと思っております。その中に全部計画期間が入っておりますので、その年度に改廃する計

画についてはそこで説明をさせようと。そして、その段階で常任委員会のほうで一旦内容を確認したり、パブコメの時期までに確認をすとか、そんな動きがとれるように。この11月はちょっと間に合わないものですから、来年の4月の所管説明の段階では理事者のほうからこの一覧表を提出させて、その年度に改廃をする計画の確認をするというふうなことで今後目標をとりますので、まだ時間が半年ぐらいありますので、その間、また少し皆さんのほうとの意見を調整しながら、事務局と理事者のほうへも、もう少し計画への関与ということを見せてほしいということで申し入れをしながら調整をさせていただこうと考えております。ですから、今の段階では全くちょっと整理はついておりませんが、もう少し計画の関与についてはやっていきたいと。

それから、この前の議運視察のところでも、都市マスタープランだとか福祉計画なんかを議決事項に上げているようなところもありましたので、これがどんどん発展していけば、例えばこういうものは逆に議決事項に入れようかというふうな議論も、今後また皆さんのほうにお願いをするようなことになろうかと思っておりますので、もう少し計画への関与についてはお時間を頂戴したいというふうに考えております。ですから、事務局と理事者の調整を待って、次の会には少し進んだ内容が出れば報告をさせていただきたいというふうに考えています。ですから、各種計画には関与をするというふうな方向性で確認をさせていただいて、まず第1段として来年の4月の所管説明のときに一覧表を提出させ、各担当部から説明をさせるというところで、まずきょうの段階では確認をさせていただこうと思っておりますが、ご意見があれば頂戴をしたいと思っております。

今ぐらいの流れでよろしいですか。もうちょっと詳細は詰めた段階で、もう一度次のときに報告をさせていただきます。ちょっとまだ今は詰まり切っていないものですら、よろしいですかね、ほかご意見があれば頂戴をしたいと思っております。なければ一旦次回まで、もうちょっと内容については確認をさせていただきたいと思っております。

(発言する者なし)

**○部会長（竹井道男君）** それでは、各計画への関与については、一応関与する方向性の中で、まずは委員会の所管説明の中で各部から提出させて、各委員会からその内容がわかるような、動きがとれるような資料作成を依頼すると。さらにどこまでそこが関与できるのかについて、今後、事務局と総務部、企画部のほうとまた調整をさせていただこうと思っておりますので、これについてはもう少し時間を頂戴したいと思っております。

森委員、どうぞ。

**○部会員（森 美和子君）** この計画なんですけど、各部から出てきたときにばらばらにならないような調整もひとつお願いをしたいと思っております。

教民の中でも教育の部分と保健福祉の部分と計画が出てきた場合に、この一覧表で出てくるのか、各部からと今おっしゃったので、各部から出てくるんであったら、その様式とかが違ってきますので、そこら辺の調整をお願いをしたいと思っております。

**○部会長（竹井道男君）** 今考えていますのが、計画期間とことしの改廃する計画、その年に改廃するもの、計画期間がばらばらですので、そういうものがきっちりわかるような内容にさせてもらおうと。各部から出させようと思っております。各部から出したほうが質問がしやすくなるので、フォーマットは一緒にする。では、またある程度フォーマットができた段階で、皆さんのほうにまた確認をさせていただきます。

ちょっとこれはなかなか動きが遅いですが、少しずつ前へ進めさせてもらいますので、一応関与をするという方向性で確認をさせていただこうと。それがどんどん突き進めば議決事件まで入れるのかどうかというようなことも、都市マスなんか結構入れているところがありますので、そういうものを含めてもう少し議論は進めさせていただこうと思います。

よろしいですかね、こういう方向性で動くということで。

それから3点目でございます。

今、お手元に会議録をお配りいたしました。第1回から第4回までです。それから第5回がちょっと抜けておまして第6回、前回の第7回がまだ、だから5回と7回については今作成中ということになっております。

議会改革推進会議自体が、正式な会議として位置づけるというふうな考え方をしておりますので、これまで検討部会の議事録についてはホームページ上で公開をしておりませんでした。議事録は全て今公開になっておりますので、ちょっとこれも一番最初にお諮りをすればよかったんですけど、少し忘れていまして、ほぼ議事録もそろってまいりましたので、各検討部会ごとの議事録をホームページに掲載をしたい。これは特別委員会も同じような方法をとっております。今回皆様にお渡しをいたしましたのは、一度内容を見ていただきまして、特にご自分の発言のところについてちょっと間違いがあったりするとまずいものですから、一度確認をしていただきまして、事務局のほうにもし解釈の違い等ありましたらご報告いただいて、特段なければこのまま今後、会議録をホームページに公開させていただくというふうに考えております。

それからあと、なぜ5回目がおくれているかといいますと、実は6回目が「重要な政策とは」ということで、企画部と総務部と会議をしました。そっちの議事録を先に作成してもらいましたので、ちょっと5回目がおくれていますけれども、そういうことで第5回がないということだけはご了承願いたいと思います。

確認の上、議事録をホームページに公開をするということの確認をいただきたいんですが、よろしゅうございますかね、その内容につきましては。

(発言する者なし)

**○部会長（竹井道男君）** 一度ちょっと読んでいただきまして、内容等、問題があるとまずいものですから、できれば12月の議会までにはご報告願いたい、あれば。なければ12月ぐらいからアップさせていただきますので。

それから、今後につきましては、各検討部会ごとに前回のものをお出しして、チェックしていただきまして、問題がなければまた上げるという格好とさせていただきますので、ぜひお願いをしたいと。原則公開になっておりますので、これも上げておいたほうがいいかなあとと思います。よろしゅうございますかね。

(発言する者なし)

**○部会長（竹井道男君）** では、これも確認をぜひお願いいたしたいと思います。

それから4点目に、地方自治法の一部改正に伴う議会基本条例の改正ということ、これは事務局のほうからちょっと説明をいたさせます。資料ナンバー8でございます。この横のものですね。

では、事務局から内容について説明をいたさせます。

浦野事務局長。

○**議会事務局長（浦野光雄君）** それでは、お手元に議会基本条例の改正について今後の予定ということで、今回地方自治法の一部改正が平成24年9月5日に施行となっております。それに伴いまして、議会基本条例の中の第8条第3項に、議会は地方自治法第100条の2に規定する専門的知見を活用しということで、これは学識経験者等による専門的事項について調査させることができるという条文でございますが、活用し、委員会においては法第109条の2、109条は常任委員会の規定です。109条の2は議会運営委員会の規定で、110条が特別委員会の法律上の規定でございます。これを規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的、または政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとするという、市民参画の第8条第3項にうたわれております。今回地方自治法の改正がされまして、委員会条例では私ども第23条に公聴会制度の手続がうたわれておりますが、本会議においても公聴会及び参考人の招致が行われるようにということで、自治法に改正されました。これを踏まえて、第8条の関係を改正させていただきたいと思っております。

次に、第15条の政務調査費の執行及び公開についてということで、これも地方自治法が改正されました。政務調査費が政務活動費と名称が変更になりまして、交付の目的も一部改正がされました。いわゆる議員のこれまでの調査・研究としておりましたが、そこにプラスその他の活動に資するためというようなことも加わりまして、いわゆる政務活動費に充てることができる経費の範囲も条例で定めればというようなことになりましたもので、政務活動という名称に変わりましたことから、基本条例の第15条の関係も改正が必要となっております。

次に、議員の定数でございます。今回、9日の臨時会に提案が予定されています。亀山市議会議員定数条例が提案されます。もしこれが可決いただければ、そうした暁には17条の頭に、亀山市議会議員定数条例で定める議員定数の改正に当たってはというようなことで、条例の位置づけがこの17条に位置づけられますので、これも改正が必要となっております。

それから、第10条の市長の提案説明の中の重要な政策の提議が確定したことによる改正ということで、これも改正が必要になってくると思っております。以上でございます。

○**部会長（竹井道男君）** 今、4点ほど事務局長から報告をいたさせました。

この内容がもう少しまだ明確でないところもあるみたいなので、はっきりした段階で改めて皆様のほうに条文の内容とか、審査をお願いしたいというふうに考えております。特に議員定数が改正された場合ですけれども、これも特別委員会でいろいろ議論を重ねまして、告示になっていたものですから、こういう条文になっておりますので、議員の報酬という条文とあわせたような形にしないと少しおかしくなりますので、定数条例が可決されれば定数の根拠のところを定数条例にというふうにはっきりうたいたいというふうに考えおり、これもまた9日が過ぎないとわかりませんが、改正されればこの部分もいじりたいというふうに考えております。

以上、今のところ4つですね。それから15条の会派の括弧のところにも市議会政務調査費の交付に関する条例、ここの部分を多分連動して変えることになると思いますので、関連する条例も含めて変えていくというふうに考えております。

以上、これにつきましては、こういうものが今後改正予定があるということで、ご報告をさせていただき、また改正前には検討部会を招集して、条例の中身についてはご議論を願おうということによるしゅうございますか。

はい、櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） この参考人招致制度について本会議で行うと、当然これは検討してもらわないかんと思うんやけれども、時間的なことをな。どういうふうな形でその場所を設けるとか、定例会でこれはせんならんと、臨時会なんか開けへんで、定例会のときに参考人招致をやった場合に、時間等のことを当然、これ議運にも絡んでくるんで、ちょっとうまいことよう言わんもんで、そこら辺をきちっと、流れというかな、それをちょっと整理してもらわんとあかんと思う。

例えば国会の場合は参考人をどこへ座らせて、その事案に対して政党でやっていくわね。持ち時間の終わりということで、国会では参考人招致をやっていて、地方議会でそれができるということになると、本会議の議場でどういう時間の割り振りとか、招致するためには、招致した者の費用とか、そういうのがあると思うんですわ。そこら辺もみんなに聞いていかんと、その点頼みます。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

もう少し、どういう場合にこういう招致があるのかという具体例みたいな、多分明示があると思います。今ちょっとわかってないというか、だからどういうケースのときにこういう本会議なのか、委員会は考えられます、請願の人を呼んでくるとか、所管調査するときに呼ぶというのは。本会議でやるケースというのがどういうことなのか、少しこれは確認した上で、また実際の段階になったら要綱なんか決めないとまずいで、きちっとしたルールを。今櫻井委員がおっしゃいましたようなことを、またあわせて議論していただくように準備をさせますので、もうちょっとお待ちいただきたいと。

一応こういう流れがあるということだけ確認はいただいて、また具体的には改めて細かいところも議論させていただきますので、よろしくをお願いします。

最後に、お手元に議員定数とか報酬の資料というものをおつけしました。これは、特別委員会で平成21年に審議資料としてつくったものを、平成24年の段階でどう変化したのかという一覧表を24年に振りかえたものをつくらせていただきました。黄色く塗ってあるところが、これは定数だけ見ていただきますと議員定数が減少になっている市がこれぐらいあると、これはちょうど5万市ぐらいで見ましたので。それから、三重県内については薄く色がついているのが合併した市で、白のところは合併していないということで、少し色分けをしながら、三重県内では21年から24年の間に約16%ぐらい定員削減が行われているというふうな資料をおつけしました。ここで議論をする材料ではなくて、今回議員定数条例も出ておりますので、21年に比較して24年度でどんな状況になっているのかという資料をおつけしましたので、また確認だけお願いをいたしたいと思います。そういう資料です。定数云々ではございませんので、そのための資料としてお渡しをしておきたいと思います。

最後に次回の開催ということで、今事務局が説明しました条例の改正が12月に間に合うということであればそれまでに開催をさせていただきますし、まだ資料が整わないということであれば3月の定例会で条例改正をいたしたいというふうに考えておりますので、少し条例の中身の確認をとりながら、もし急ぐ場合には12月定例会の前に1回この会議を開いて、条文の中身だとか、さっきおっしゃいましたような内容も確認をした上で12月に上げます。それで、それまでに事務局が間に合わないと、内容がよくわからないということであれば、はっきりする段階でやりたいと思いますので、3月定例会、ですから1月に開催をするということで、また改めて開催日程についてはご連絡を申し上げて、条例改正する場合は11月の後半、もし改正がなければ年明けの1月に開催をさせていただきますというふうに考えておりますので、また急遽入るかもしれませんけれども、日程のほうを事務局から確認をいたさせますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。



ちょっとお昼を過ぎましたけれども、一応締めということで、確認事項だけになりましたが、なかなか議論がなくて申しわけなかったですが、これで第8回の検討部会を閉めさせていただきます。また、積み残しのやつを全部整理した上で、次回お渡しができるようにやらせていただきます。よろしくをお願いします。

以上で、議会改革推進会議「検討部会」を閉会いたします。ありがとうございました。

午後0時03分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 24 年 11 月 2 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男